大阪市長横山 英幸様

大阪市環境影響評価専門委員会 会 長 貫 上 佳 則

環境影響評価技術指針の改定について(答申)

令和7年8月7日付け大環境第 e -264 号により諮問のありました件について、次のとおり答申します。

第1 環境影響評価技術指針の改定案 別添のとおり

第2 環境影響評価技術指針の改定に係る検討結果

1 検討の背景について

令和6年5月21日に環境基本法に基づく「第六次環境基本計画」が策定され、令和6年8月2日には循環型社会形成推進基本法に基づき、環境基本計画を基本とする「第五次循環型社会形成推進基本計画」が策定された。これらの計画に記載された以下の内容に係わり、環境影響評価技術指針(以下「技術指針」という。)の改定の検討が必要となった。

○第六次環境基本計画

- ・目指すべき持続可能な社会の姿として、「環境政策の目指すところは、『環境保全上の支障の防止』及び『良好な環境の創出』からなる環境保全と、それを通じた『ウェルビーイング/高い生活の質』であり、また、人類の福祉への貢献でもある。」
- ・環境政策の展開における各主体の役割として、事業者については「事業活動のあらゆる場面において、公害防止の取組はもとより、資源・エネルギーの効率的利用や廃棄物の削減、原材料調達から生産・流通そして消費までのバリューチェーン全体で環境負荷を削減する取組など、自主的・積極的に進める必要がある。」
- ・環境影響評価については「持続可能な社会の実現に向けて施策・計画などを策定する 段階から環境配慮の組み込みを図るとともに、国、地方公共団体及び関係団体等が連

携・協力した環境影響評価制度によって、事業における適正な環境配慮を確保することにより、健全で恵み豊かな環境の保全を図り、国民一人一人の『ウェルビーイング/高い生活の質』の実現に貢献する。」

○第五次循環型社会形成推進基本計画

- ・循環型社会形成に向けた取組の方向性の一つに、「資源循環のための事業者間連携 によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環」が示された。
- ・適正処理の更なる推進に関して、「3R+Renewable を徹底し、これを徹底した後に なお残る廃棄物の適正処理を確保する。」

また、令和7年3月26日に「大阪市環境基本計画(改定計画)」が策定され、引き続き「SDGs 達成に貢献する環境先進都市」の実現をめざすこととしている。この計画に記載された以下の内容に係わり、技術指針の改定の検討が必要となった。

○大阪市環境基本計画(改定計画)

- ・計画の方向性について、「計画に掲げたビジョン (※)、目標を実現・達成していく ためには、大阪市行政の施策だけではなく、市民や事業者、国などの取組みも不可 欠であり、このビジョン・目標を各主体と共有する。」
 - (※) ビジョン:「SDGs 達成に貢献する環境先進都市」

SDGs 達成に貢献し、安心・快適な環境と活力ある経済・社会が好循環し、地球環境に貢献する環境先進都市

- ・環境、経済、社会の統合的な向上について、「大規模事業の実施にあたって、事業 の計画段階から、あらゆる環境側面への配慮を促すことにより、快適な都市環境を 確保するとともに、環境と調和した持続可能な事業の実施を推進する。」
- ・SDGs 達成に向けた取組を加速させるため、環境施策の見直しが行われた。

2 改定の方針について

技術指針は、大阪市環境影響評価条例に従い、環境影響評価等が科学的知見に基づき 適切に行われるために必要な技術的な事項を定めたものであり、「環境配慮事項」、「環 境影響評価項目」及び各項目の調査・予測・評価の手法を定めている。事業者は、規 模・配置・形状や土地利用計画、施設計画等の事業計画の検討にあたって、「環境配慮 事項」に基づき、具体的な配慮の内容を検討し、事業計画を策定する。この事業計画に 従い、事業者は、事業の実施において環境に与える影響について、「環境影響評価項 目」ごとに調査・予測・評価を行い、環境影響評価図書を作成することになる。 そのため、新たな環境基本計画で示された方向性や施策等については、適正な環境配 慮の確保の観点から、環境影響評価の基礎となる事業計画の策定にあたって、事業者が 選定する「環境配慮事項」に反映していくこととした。

また、「大阪市環境基本計画(改定計画)」では、ビジョン、目標を事業者等と共有するとされていることから、環境影響の予測結果については、これらの観点からも評価していくこととした。

その他、最新の科学的知見に基づき、必要な見直しを行うとともに、全般的な確認を 行い、技術指針の改定に反映していくこととした。

3 環境配慮事項について

事業計画の策定にあたって、環境保全上の見地から検討すべき環境配慮事項について、追加が必要な事項を次のとおり取りまとめた。

(1) 周辺との調和

[現行の環境配慮事項]

・周辺地域の環境や土地利用との調和を図り、環境への影響の回避又は低減への配慮 を求めている。

「追加が必要な事項」

・SDGs を掲げる大阪市環境基本計画(改定計画)では、環境・経済・社会の統合的向上に向け、大規模事業にあっては、事業の計画段階からあらゆる環境側面への環境配慮を促すことにより、環境と調和した持続可能な事業の実施を推進するとされている。そのため、環境配慮事項において、環境負荷の回避又は低減に努めることに加え、国の「第六次環境基本計画」がめざす最上位目的の内容を踏まえ、「良好な環境の創出」にも努める必要がある。

(2)循環

〔現行の環境配慮事項〕

- ・供用中における廃棄物の発生抑制や循環資源のリユース・リサイクルへの配慮を求 めている。
- ・工事の実施や将来の解体により生じる廃棄物の発生抑制や循環資源のリユース・リ サイクルへの配慮を求めている。

[追加が必要な事項]

- ・供用中における資源循環への配慮については、3R+Renewable を徹底し、その上で なお残る廃棄物については、適正な処理を確保するという優先順位に基づいた取組 が必要である。
- ・供用中だけでなく、事業に係る建設から解体に至るまでの建築物のライフサイクル 全体において資源循環の取組が必要である。

(3) 地球環境

[現行の環境配慮事項]

- ・供用中における温室効果ガス排出削減策として、建築物については熱負荷抑制の設 計や国産木材の利用等への配慮を求めている。
- ・気候変動適応策として、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入や浸水 対策等の風水害対策への配慮を求めている。

[追加が必要な事項]

- ・大阪市がめざす 2050 年の「ゼロカーボン おおさか」の実現に向け、今後、新築される建築物については、エネルギー消費性能の向上を図るため、ZEB 化に努める必要がある。また、供用中だけでなく、事業に係る建設工事においても、低燃費型の車両・建設機械の導入や輸送の効率化など温室効果ガス排出削減への取組が必要である。さらに、事業の実施における直接的な排出だけでなく、事業に伴う間接的な排出も対象とし、事業活動に関係するあらゆる温室効果ガスの排出削減の取組にも努める必要がある。
- ・気候変動による気温上昇に加え、ヒートアイランド現象の進行が重なっている大都 市では、熱中症のリスクが高まっていることから、暑熱による健康リスクの低減に 配慮した取組が必要である。

前記に加え、環境配慮事項全般について確認を行った結果、別添のとおり、技術指針に おける「表3 基本的な環境配慮事項」について一部改定する必要がある。

また、技術指針の参考資料〔参考-7〕において、大規模建築物に係る環境配慮の具体的な内容の方法書記載例が示されており、この内容の一部を見直したので、その結果も併せて改定する。

なお、その他環境配慮事項の内容等については現行のままで問題はない。

4 環境影響の予測結果の評価等について

(1) 環境影響の予測結果の評価

技術指針の環境配慮事項には、SDGs 達成に資する取組が織り込まれていることから、環境影響の予測結果の評価について、追加が必要な事項を次のとおり取りまとめた。

[現行の評価観点]

- ・環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全に配慮されていること。
- ・大阪市環境基本計画等に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。
- ・関係する法令等に定める規制基準等に適合すること。

[追加が必要な事項]

・大阪市環境基本計画に掲げるビジョン(「SDGs 達成に貢献する環境先進都市」)の 実現に支障を及ぼさないことを、評価の観点に加える必要がある。

(2) その他

環境影響評価項目の「地下水」及び「地球環境」の調査、予測の手法について、最新の科学的知見に基づき、次のとおり見直す必要がある。

- ・「地下水」の細項目については、「水質」と同様、「要監視項目」、「要調査項目」を 明記する必要がある。
- ・温室効果ガスの排出量の算定にあたっては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の施行に係わり、「温室効果ガス排出量を算定・報告マニュアル」が示されていることから、予測方法に本マニュアルについて明記する必要がある。
- ・温室効果ガスの排出削減量の予測結果の評価にあたっては、環境保全措置による 削減効果を考慮することが適当である。

5 留意事項

事業者は、環境影響評価書に記載された環境の保全及び創造についての適正な配慮を して対象事業を実施することとなるが、工事着手から完了までに長期間を要するものが 大半であり、その間も科学技術は常に進展していることから、環境影響評価書の作成以 降も最新の知見を参考に、より効果的なものを選択し、事業計画に反映する必要がある。

[参考]

大環境第 e-264 号 令和7年8月7日

大阪市環境影響評価専門委員会 会 長 貫 上 佳 則 様

大阪市長 横山 英幸

環境影響評価技術指針の改定について(諮問)

標題について、大阪市環境影響評価条例第6条第2項の規定に基づく環境影響評価技術指針の改定にあたり、同条第3項の規定により、貴専門委員会の意見を求めます。

(諮問理由)

環境影響評価技術指針は、大阪市環境影響評価条例に基づき、環境影響評価等が科学的知見に基づき適切に行われるために必要な技術的事項を示したもので、平成 11 年 4 月に策定し、関係法令の改正等に伴い、適宜改定を行うことにより、大規模事業に係る環境の保全及び創造について適正な配慮がなされるよう環境影響評価を行っているところです。

令和5年3月に改定した現行の環境影響評価技術指針の後、国では、令和6年5月に、「環境保全上の支障の防止」及び「良好な環境の創出」からなる環境保全と、それを通じた現在及び将来の国民一人一人の「ウェルビーイング/高い生活の質」を目的とした「第六次環境基本計画」を策定し、気候変動対策、循環型社会の形成、生物多様性の確保・自然共生、環境リスクの管理等の重点的施策を着実に推進することとしています。

本市では、「第六次環境基本計画」の策定をはじめ、環境を取り巻く国内外の動向等を踏まえて、令和7年3月に環境施策のマスタープランである「大阪市環境基本計画」を改定し、「SDGs 達成に貢献する環境先進都市」の実現に向けた取組を加速することとし、大規模事業については、事業の計画段階からあらゆる環境側面への配慮を促すことにより、環境と調和した持続可能な事業の実施を推進することとしています。

このような状況を踏まえ、大規模事業に係る環境の保全等への適正な配慮を充実させるとともに、環境影響評価については「大阪市環境基本計画」がめざすビジョン等と整合性を図る必要があると考えております。

こうしたことから、事業者が配慮すべき事項の追加など環境影響評価技術指針の改定について、専門的・技術的な見地からご検討いただきたく、貴専門委員会に諮問します。

大阪市環境影響評価委員会委員名簿

荒木 修 関西大学法学部 教授

魚島 純一 奈良大学文学部文化財学科 教授

梅宮 典子 大阪公立大学 名誉教授

岡 絵理子 関西大学環境都市工学部建築学科 教授

岡崎 純子 大阪教育大学教育学部 特任教授

◎貫上 佳則 大阪公立大学大学院工学研究科 教授

亀甲 武志 近畿大学農学部水産学科 准教授

木元 小百合 大阪産業大学建築・環境デザイン学部建築・環境デザイン学科 教授

塩見 康博 立命館大学理工学部環境都市工学科 教授

嶋寺 光 大阪大学大学院工学研究科 教授

竹村 明久 関西大学環境都市工学部建築学科 准教授

花嶋 温子 大阪産業大学建築・環境デザイン学部建築・環境デザイン学科 教授

○藤田 香 近畿大学総合社会学部総合社会学科 教授

松井 孝典 大阪大学大学院工学研究科 助教

山口 弘純 大阪大学大学院情報科学研究科 教授

山本 浩平 京都大学大学院工学研究科 講師

(50 音順 敬称略 ◎:会長 ○:会長職務代理)

(令和7年10月10日現在 16名)

大阪市環境影響評価専門委員会開催状況

令和7年8月7日(木) 全体会(諮問)

10月10日(金) 全体会(答申)